

青森大学ホームページ管理・運用規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学情報・IT化に関する規程第6条に基づき、本学におけるホームページの管理および運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 対象となる「本学ホームページ」は、以下のものである。

- (1) 本学の公式ホームページの内容
- (2) 各部局のページ(以下「部局ページ」という。)の内容
- (3) 各部局所属の教職員によるページ(以下「教職員ページ」という。)の内容
- (4) 学内のサークルのために開設されたページ(以下「サークルページ」という。)の内容

2 対象となる「WWW サーバ」は、本学ホームページを配信するために設置されたものである。

(管理・運用)

第3条 本学ホームページの内容については、次の各組織が管理・運用を行う。

- (1) 本学の公式ホームページの管理・運用は、情報・IT化委員会の責任において行う。
- (2) 部局ページの管理・運用の分担については別に定める。
- (3) 部局ページの管理・運用は、各部局の責任において行う。各部局にホームページ管理組織を設置する。管理組織は部局ページの管理・運用の責任を負うとともに、部局ページの更新を随時行う。
- (4) 教職員ページの管理・運用は、当該教職員の責任において行う。

2 WWW サーバの維持・管理は、ホームページ制作外部業者が連携して行うこととする。

(ページの管理)

第4条 本学ホームページの開設・更新・閉鎖にあたっては、情報・IT化委員会及び、経営戦略局広報担当にその旨を連絡しなければならないものとする。

2 更新内容については全て経営戦略局広報担当に報告することとする。

(遵守事項)

第5条 本学ホームページに記載される内容は、関連法及び学内諸規程に則り、本学の教育・研究及びそれらを支援する業務・事務に用いるものでなければならないものとする。

2 記載される内容について責任を負う部局または職名等が明らかにされていなければならないものとする。

3 以下の各号に該当する内容は本学ホームページに掲載してはならないものとする。

- (1) 営利を目的としたもの

- (2) 公開により当該個人に不利益が生じる恐れのある個人情報
- (3) 著作権の侵害に相当するもの
- (4) 個人や団体を誹謗・中傷し、名誉を毀損するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) WWW サーバの運用に障害を及ぼす恐れのあるもの
- (7) その他、情報・IT化委員会が不適切と判断したもの
(ページの閉鎖)

第6条 本学ホームページの利用者がこの規程に違反した場合、情報・IT化委員会は、その者の利用資格を停止し、当該ページを閉鎖・削除することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、情報・IT化委員会が審議し、学長がこれを定める。

(その他)

第8条 青森大学ホームページ管理・運用規程は、平成22年3月31日をもって、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。